

# 青森県報

第二千二百五十七号

平成十五年  
十一月二十六日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

### 告 示

臨時の職業訓練の施行…………… (労政・能力開発課) …… 一

公有水面埋立ての免許の出願の要領…………… (漁港・漁場整備課) …… 二

電線共同溝を整備すべき道路の指定…………… (道路課) …… 五

### 公 告

土地改良事業計画変更の認可…………… (農村整備課) …… 五

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (事務局) …… 六

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 七

政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 一〇

政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表…………… (同) …… 一三

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 一三

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第七十八号

#### 青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第六青森県保育士試験委員の項中「児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三条第十二項」を「児童福祉法第十八条の八第三項」に、「保育士試験の合格の決定その他保育士試験」を「保育士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定」に、

児童福祉法施行令の規定による。	児童福祉法施行令の規定による。	児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)の規定による。	十人以内
を		に改める。	

### 附 則

この規則は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

## 告 示

### 青森県告示第七百四十三号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条

例第三十九号) 第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類・訓練課程	対象者	訓練科	期間	定数
青森県立むつ高等技術専門学校 青森県立木造高等技術専門学校	・普通職業訓練 ・短期課程	公共職業安定所長から職業訓練の受講指示又は推薦を受けた者	介護福祉科	二月	二〇人 二〇人

青森県告示第七百四十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十五年十一月十七日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、大畑町役場に備えて縦覧に供する。

平成十五年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡大畑町大字大畑字新町二の三プラス二の四プラス二の三から二の一まで、同字中島四の一から四の二まで、同字湊村一九二から一九五の一まで、同字湯坂下一〇四の六六、同字八幡湯坂二の一六四及び二の七一、同字涌館五二の二二から五二の二二まで及び同字孫次郎間一七の一から一六の三に至る地先公有水面

2 区域

の区域

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号) で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・六八八メートルにより決定) により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一五六一九六・八一七 Y座標 プラス二七五〇二・二九一

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点 X座標 プラス一五六一九七・七七五 Y座標 プラス二七五〇一・三四三

の地点	X座標	プラス一五六二七六・四一六
	Y座標	プラス二七五七八・四一〇
の地点	X座標	プラス一五六二八七・二四六
	Y座標	プラス二七五八二・〇三八
の地点	X座標	プラス一五六二八七・二七七
	Y座標	プラス二七五八一・九四三
の地点	X座標	プラス一五六三八七・九四一
	Y座標	プラス二七六一五・六六七
の地点	X座標	プラス一五六三八七・八九四
	Y座標	プラス二七六一五・八〇九
の地点	X座標	プラス一五六四〇七・七二九
	Y座標	プラス二七六二二・四五四
の地点	X座標	プラス一五六四三八・三九八
	Y座標	プラス二七六一・四〇二
の地点	X座標	プラス一五六四九〇・〇七九
	Y座標	プラス二七六二八・九一二
の地点	X座標	プラス一五六五八二・六七八
	Y座標	プラス二七六六八・九六五
の地点	X座標	プラス一五六五七六・八四六
	Y座標	プラス二七六八四・六四四
の地点	X座標	プラス一五六六七〇・一五四
	Y座標	プラス二七七八二・一六三
の地点	X座標	プラス一五六七一八・一一五
	Y座標	プラス二七七五六・四七六
の地点	X座標	プラス一五六七七一・〇〇九
	Y座標	プラス二七八二三・九三八
の地点	X座標	プラス一五六八一三・九二九
	Y座標	プラス二七九二三・二四二
の地点	X座標	プラス一五六八一三・三六一
	Y座標	プラス二七九二四・一六三

の区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、<sup>①</sup>の地点から<sup>③</sup>の地点までを順次に結んだ線及び<sup>①</sup>の地点と<sup>③</sup>の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・六八八メートルにより決定）により囲まれた区域

<sup>①</sup> の地点	X座標	プラス一五六四三七・八六二
	Y座標	プラス二七四七七・一六三
<sup>②</sup> の地点	X座標	プラス一五六四四四・九〇七
	Y座標	プラス二七四八六・二四五
<sup>③</sup> の地点	X座標	プラス一五六五三五・三五三
	Y座標	プラス二七五二九・〇二九

の区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、<sup>④</sup>の地点から<sup>⑥</sup>の地点までを順次に結んだ線及び<sup>④</sup>の地点と<sup>⑥</sup>の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・六八八メートルにより決定）により囲まれた区域

<sup>④</sup> の地点	X座標	プラス一五六六二二・三二六
	Y座標	プラス二七五八一・九〇七
<sup>⑤</sup> の地点	X座標	プラス一五六六二二・八五七
	Y座標	プラス二七五八五・二七二
<sup>⑥</sup> の地点	X座標	プラス一五六六四四・二三九
	Y座標	プラス二七六二二・六七九
<sup>⑦</sup> の地点	X座標	プラス一五六七〇六・九五九
	Y座標	プラス二七六六九・六八二
<sup>⑧</sup> の地点	X座標	プラス一五六八一六・五三一
	Y座標	プラス二七八三五・五三〇
<sup>⑨</sup> の地点	X座標	プラス一五六八一九・八四九
	Y座標	プラス二七八四二・五〇三

③の地点 X座標 プラス一五六八二一・五五八  
 Y座標 プラス 二七八四一・六八八

3 面積

の区域 一 二八・二七平方メートル

の区域 二 三三〇・一九平方メートル

の区域 二九七・六四平方メートル

の区域 一、〇四四・九八平方メートル

合計 三、七九一・〇八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

下北郡大畑町大字大畑字新町二の三プラス二の四プラス二の三から二〇の一一まで、同字中島四の一から四の二まで、同字湊村一九二から一九五の一一まで、同字湯坂下一〇四の六六、同字八幡湯坂二の二六四及び二の七一、同字涌館五二の二二から五二の二二まで及び同字孫次郎間一七の一から一六の三に至る地先公有水面

2 区域

の区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・六八八メートルにより決定）により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一五六一九六・八一七

の地点 Y座標 プラス 二七五〇二・二九一

の地点 X座標 プラス一五六一九四・六八七

の地点 Y座標 プラス 二七五〇〇・一七八

の地点 X座標 プラス一五六二〇二・七七七

の地点 Y座標 プラス 二七四九二・一七九

の地点 X座標 プラス一五六二七八・〇四二

の地点 Y座標 プラス 二七五六八・三〇三

の地点 X座標 プラス一五六四〇九・六二一

の地点 Y座標 プラス 二七六一二・三八三

の地点 X座標 プラス一五六四三八・九五〇

の地点 Y座標 プラス 二七六一一・三七八

の地点 X座標 プラス一五六四九二・八三〇

の地点 Y座標 プラス 二七六一九・二〇七

の地点 X座標 プラス一五六五九五・二一五

の地点 Y座標 プラス 二七六六三・四九三

の地点 X座標 プラス一五六五八八・三七四

の地点 Y座標 プラス 二七六八二・二二七

の地点 X座標 プラス一五六六七二・一一八

の地点 Y座標 プラス 二七七六九・七六二

の地点 X座標 プラス一五六七二〇・八〇〇

の地点 Y座標 プラス 二七七四三・六九四

の地点 X座標 プラス一五六七七九・六七五

の地点 Y座標 プラス 二七八一八・七八五

の地点 X座標 プラス一五六八二六・六一三

の地点 Y座標 プラス 二七九二七・三八三

の地点 X座標 プラス一五六八一七・三三三

の地点 Y座標 プラス 二七九三二・八三九

の地点 X座標 プラス一五六八二一・三六二

の地点 Y座標 プラス 二七九二四・一六三

の区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線（東京湾中等潮位プラス〇・六八八メートルにより決定）により囲まれた区域

の地点 X座標 プラス一五六四二六・六八五

の地点 Y座標 プラス 二七四七九・〇六九

- の地点 X座標 プラス一五六四三八・四七〇
- Y座標 プラス 二七四九四・二六二
- の地点 X座標 プラス一五六五四〇・三二四
- Y座標 プラス 二七五四二・四四三
- の地点 X座標 プラス一五六五四三・七六六
- Y座標 プラス 二七五三四・七一九

の区域  
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一條第一項第一号の規定による  
国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第  
十系を用いて得た次の各点のうち、の地点から②の地点までを順次に結んだ線  
及びの地点と②の地点とを結ぶ公有水面と陸地との境界線（東京湾中等潮位プ  
ラス〇・六八八メートルにより決定）により囲まれた区域

- の地点 X座標 プラス一五六六一・一〇五
- Y座標 プラス 二七五七四・九六七
- ①の地点 X座標 プラス一五六六一三・二六六
- Y座標 プラス 二七五八八・六四三
- ②の地点 X座標 プラス一五六六三六・五八五
- Y座標 プラス 二七六二九・四四〇
- ③の地点 X座標 プラス一五六六九九・五七三
- Y座標 プラス 二七六七六・六四三
- ④の地点 X座標 プラス一五六八七・二七八
- Y座標 プラス 二七八五四・八〇二
- ⑤の地点 X座標 プラス一五六八二五・二七六
- Y座標 プラス 二七八五〇・九九五

3 面積

- の区域 一〇、九六四・四一平方メートル
- の区域 一、五七一・八〇平方メートル
- の区域 四、五二二・二二平方メートル

合計 一七、〇四八・三三平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第七百四十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十五年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路線名	区 間
県道	弘前鰯ヶ沢線	弘前市大字北瓦ヶ町一四の六から 弘前市大字徳田町四の一までの上り線 弘前市大字北瓦ヶ町一五から 弘前市大字徳田町一の一までの下り線

公 告

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、荒屋平土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十五年十一月十七日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十五年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名 維持管理

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十一月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党青森県電気通信支部	加賀谷俊策	小野誠司	青森市古川三丁目一の一	平成 一五・六・四
自由民主党青森県歯科技工士連盟支部	宮崎清蔵	細井テル	弘前市大字文京町八の三一	一五・七・四

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐々木禮次後援会	山中 浩	佐々木竹美	東津軽郡三厩村字増川六一	平成 一五・四・二
佐藤博人後援会	花田文男	佐藤ひとみ	中津軽郡岩木町大字真土字蒔田二九	一五・四・二
大前典男後援会	清水頭保右エ門	杉本浅男	三戸郡階上町大字平内字平内一七	一五・四・三
重文字勝義後援会	浜浦 隆	長根 豊	三戸郡階上町大字道仏字天満林七	一五・四・三
高松久美子後援会	中田 一三三	中田由美	三戸郡階上町大字道仏字大蛇一五〇の二	一五・四・三

松本光明後援会	松本紅陽	松本敏江	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五八四の二	一五・四・三
蛇名猛後援会	青山昭世	若松信男	上北郡野辺地町字野辺地九三の一	一五・四・八
桂田正春後援会	佐藤京市	前山義秋	中津軽郡西目屋村大字大秋字鶴住一〇一	一五・四・八
外崎孝雄後援会	外崎憲悦	外崎重則	西津軽郡森田村大字中田字米館一一	一五・四・八
太田勇蔵後援会	太田勇蔵	太田順子	中津軽郡岩木町大字百沢字三本柳一四六	一五・四・四
七戸正孝君を村政に送る会	谷川廣明	七戸豊太郎	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原一〇の三	一五・四・四
田島政義後援会	田島勝平	田島政義	上北郡七戸町字寺裏九の七	一五・四・四
野宮和春後援会	野宮幸雄	野宮繁春	西津軽郡車力村大字富池字藪分四九	一五・四・四
佐藤仙人後援会	木村俊一	佐藤繁司	西津軽郡森田村大字床舞字真鶴一	一五・四・五
沼山喜久男後援会	佐伯義明	大崎忠好	上北郡東北町字往来ノ下三一の三	一五・四・六
山上正春後援会	高田秀夫	山上京子	上北郡六戸町小松ヶ丘一丁目七七の三一	一五・四・八
山端伸憲後援会	乙部 登	山端啓子	上北郡東北町字滝沢平四七七の二	一五・四・八
関和典後援会	三浦敬二	三浦義秀	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一の四	一五・四・三
青森県こにし恵 一朗薬剤師後援会	菊池清二	坂井義隆	青森市浪打一丁目一六の一七	一五・四・三
健政会	相内宏一	橋本隆春	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附三三九の九	一五・五・六

青森県の未来を 考える会	菜の花クラブ	行人の会	さいとうたかあ き後援会	くらしと政治を むすぶつかもと つやこ後援会	新潟正博後援会	鎌田ちよ子後援 会	佐藤良隆後援会	小笠原恒雄後援 会	津軽一新会議	三上智行後援会	小比類巻正規後 援会	阿部潤司後援会	山本喜仁後援会	小林きみ子後援 会
芳賀富弘	根城秀峰	小野堅治	川口 弘	加藤徳子	新潟 均	鎌田 ちよ子	工藤修一	小笠原昭	安田 伊佐武	高坂征行	種市金雄	佐藤鉄英	山本てつ	平沢健三
笹 博靖	小野寺剛	鶴賀谷貴	米田貴則	塚本艶子	新潟弘子	菅原チエ	野呂一則	小笠原 孝一	花田正彦	三上恒雄	小比類巻 操	品川正人	山本てつ	小林武光
弘前市大字品川町三八	青森市堤町一丁目三の一八	弘前市大字浜の町東三丁目三 の六〇	むつ市小川町二丁目三の七	南津軽郡浪岡町大字浪岡字林 本九三の二二	東津軽郡平内町大字小湊字下 槻五の五三の二〇一	むつ市文京町一一の一	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢字 西種本五	南津軽郡浪岡町大字下石川字 平野二五三の五	弘前市大字浜の町東三丁目三 の六〇	南津軽郡浪岡町大字浪岡字若 松七六の一九	三沢市大字三沢字水筒九	南津軽郡田舎館村大字畑中字 上野一三七	南津軽郡田舎館村大字川部字 上西田一二〇の一三	南津軽郡田舎館村大字堂野前 字種井一一一
一五・五三〇	一五・六二	一五・六六	一五・六二〇	一五・六二八	一五・六三三	一五・七一	一五・七三	一五・七四	一五・七五	一五・七六	一五・七三	一五・七五	一五・七五	一五・七二六

新谷泰造後援会	新谷平次	新谷平次	むつ市新町一七の四〇	一五・七二九
関良後援会	関裕恵子	鎌田明宏	青森市大字新城字平岡一二八 の八七	一五・七三〇

青森県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治  
団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定によ  
り告示する。

平成十五年十一月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定す  
る選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の 名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
自由民主党田舎 館村支部	主たる事務 所の所在地	南津軽郡田舎館村 大字和泉字岡本九 の二	南津軽郡田舎館村 大字豊蒔字西森越 八二の一	平成 一五・四・二四
自由民主党平賀 町支部	代表者	工藤 藤雄	篠崎 順一	一五・四・二四
	主たる事務 所の所在地	南津軽郡平賀町大 字広船字広沢三四 二	南津軽郡平賀町大 字町居字山元三〇 四の一	
	代表者	長尾 忠行	水木 強二	
	会計責任者	長尾 直幹	対馬 実	

維新会	田中正行後援会	政治団体の名	異動事項	新	旧	届 月 日 出
		称の				
主たる事務所の所在地	代表者					平成 一五・三・一〇
弘前市大字徳田町二九の三	田中 明正					
弘前市大字徳田町三〇の二	内藤 久志					
一五・三・三						

  

自由民主党青森県支部	自由民主党青森県支部	自由民主党青森県支部	自由民主党青森県支部	自由民主党青森県支部	自由民主党青森県支部	自由民主党青森県支部	自由民主党青森県支部	自由民主党青森県支部	自由民主党青森県支部	自由民主党青森県支部	自由民主党青森県支部
青森市第一支部	民主党青森県第3区総支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部
会計責任者	主たる事務所の所在地	政治団体名	政治団体名	政治団体名	政治団体名	政治団体名	政治団体名	政治団体名	政治団体名	政治団体名	政治団体名
三橋 純治	八戸市類家四丁目一の一の八	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部
三橋 千代蔵	八戸市大字岩泉町四の七	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部
一五・七・三	一五・六・三	一五・六・九	一五・六・九	一五・六・九	一五・六・九	一五・六・九	一五・六・九	一五・六・九	一五・六・九	一五・六・九	一五・六・九

佐藤昭郎青森県後援会	青森県土地改良事業団体政治連盟	工藤兼光後援会	市ノ渡久治後援会	平野良一を支える会	外川勝後援会	外川勝後援会	岩村浩志後援会	政治結社大行社青森支部	祥友会	青森県産業廃棄物協会青森県地区政治連盟	佐々木禮次後援会	むつスクラム1
会計責任者	会計責任者	主たる事務所の所在地	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	会計責任者	会計責任者	会計責任者
葛西 誠一	葛西 誠一	西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山五九の二	盛田 勝夫	南津軽郡浪岡町大字北中野字天王二七	富士 春男	高橋 永己	川上 健一	川畑 賢治	青森市橋本二丁目一の六	石鳥 雄一	佐々木 竹美	米田 貴則
原 耕造	原 耕造	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字大和田三六の二二	盛田 勝夫	南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田一九一の一	高橋 永己	斉藤 三郎	石橋 俊男	奥瀬 健治	青森市松原一丁目一の三	岩谷 洗一	川村 平治	田山 孝浩
一五・四・三	一五・四・三	一五・四・五	一五・四・五	一五・四・〇	一五・四・九	一五・四・九	一五・四・九	一五・四・七	一五・四・七	一五・四・四	一五・四・二	一五・三・三



青森県土地家屋 調査士政治連盟	高橋弘一油川地 区後援会	渋谷てつかずサ ポートクラブ	大島理森新郷村 後援会	大島理森倉石村 後援会	川端澄男後援会	黒川勇一後援会	稲葉好彦後援会	野沢浩司後援会	段本幸男青森県 後援会
代表者	会計責任者	代表者	主たる事務 所の所在地	代表者	主たる事務 所の所在地	代表者	主たる事務 所の所在地	代表者	主たる事務 所の所在地
小林 昭雄	柳谷 光義	松橋 松広	青森市大字羽白字 沢田六八四の一	青森市栄町一丁目 五の四	木村 弥太郎	三戸郡新郷村大字 戸来字高畑下四四 の三	高村 磨瑛雄	中田 喜美雄	三戸郡倉石村大字 又重字上川原一六 の二
寺澤 重三	森 正光	神 幸徳	青森市大字油川字 大浜五二の一	青森市大字新城字 平岡三三二の五	工藤 春美	三戸郡新郷村大字 西越字間明田	柏田 雅俊	赤坂 忠信	三戸郡倉石村大字 石沢字堤沢三の一
一五・六・六	一五・六・二	一五・五三〇	一五・五二六	一五・五二六	一五・五二六	一五・五二六	一五・五二六	一五・五二六	一五・五二六

全日本不動産政 治連盟青森県本 部	全国社会福祉政 治連盟青森県支 部	高橋国男後援会	青森の未来をひ らく県民の会	0 むつスクラム1	横山北斗後援会	山内崇政経研究 会	山内崇後援会	毛内喜代秋後援 会	
代表者	政治団体名	代表者	主たる事務 所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
齋藤 政則	全日本不動産政治 連盟青森県本部	田名邊 理	青森市岡造道三丁 目二の一五	若宮 政勝	青森市古川二丁目 八の五	川原 明久	米田 貴則	横山 北斗	弘前市大字百石町 三一の一
工藤 泰治	全日本不動産政治 連盟青森県支部	齊藤 功男	青森市大字筒井字 八ツ橋二九四の四 七	山崎 一男	青森市松森三丁目 一七の八	米田 貴則	齊藤 孝昭	清野 正典	青森市松森三丁目 一七の八
一五・六・六	一五・六・五	一五・六・三	一五・六・二	一五・六・二〇	一五・六・六	一五・六・六	一五・六・六	一五・六・六	一五・六・六

西村盛司後援会	横山北斗後援会	新社会党青森支部	川下八十美後援会	日本行政書士青森県政治連盟	あべ春市連合後援会	東日本匡愛会	青森県柔道整復師連盟津島雄二後援会	青森県柔道整復師連盟	博栄会	
主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
三沢市下久保一丁目一の一	成田 とみ子	松本 裕典	木村 真也	木村 真也	川下 慎也	上條 和夫	三浦 實	阿部 弘治	八戸市類家四丁目一の一の八	八戸市類家四丁目一の一の八
三沢市大字三沢字堀口一一五の一	樋口 敬	横山 北斗	浅川 勇	関 晴正	川下 弘美	磯沼 睦夫	古川 斉	須郷 寿仁	成田 盛一	成田 盛一
一五・七二六	一五・七二三	一五・七二三	一五・七二三	一五・七二三	一五・七二三	一五・七二五	一五・七四	一五・七三	一五・七三	一五・六三〇

うれしいまちづくり市民会議	金崎盛三後援会	はばたき21	町田藤一郎後援会	青森県税理士政治連盟	宮本隆志後援会	のこの知恵子青森県後援会
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
佐々木 勉造	小笠原 義美	大坂 健蔵	工藤 亮	若山 恵佐雄	斉藤 実	山内 和夫
成田 哲郎	清水目 三郎	成田 哲郎	福島 寛	西村 晴夫	相沢 健久	成田 玉栄
一五・七二九	一五・七二九	一五・七二九	一五・七二九	一五・七三〇	一五・七三〇	一五・七三三

青森県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中正 三

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由連合青森県総支部	平成一五・一・三	平成一五・三・五
自由民主党青森県青森市第二支部	一五・四・三〇	一五・五・九

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
田沢まき子後援会	平成一五・二・五	平成一五・二・三
小笠原明後援会	一四・三・三	一五・二・七
馬場正治を支援する会	一五・二・五	一五・二・九
E. N. K	一四・三・五	一五・二・三
佐々木日出一後援会	一五・三・五	一五・三・七
北奥羽経済研究会	一五・二・六	一五・三・五
坂本吉春後援会	一五・三・七	一五・三・六
明日のむつを真剣に考える会	一五・三・五	一五・四・一
佐々木禮次後援会	一五・四・二	一五・四・二

大前典男後援会	一五・四・三	一五・四・三
佐々木孝生後援会	一五・三・三	一五・四・三
高松久美子後援会	一五・四・三	一五・四・三
太田勇蔵後援会	一五・四・四	一五・四・四
田島政義後援会	一五・四・四	一五・四・四
野宮和春後援会	一五・四・四	一五・四・四
沼山喜久男後援会	一五・四・六	一五・四・六
関和典後援会	一五・四・二	一五・四・二
成田繁一後援会	一五・四・八	一五・四・三〇
毛内喜代秋を励ます会	一四・三・三	一五・四・三〇
小野慎一後援会	一五・四・六	一五・五・一
下田あつこと明日の津軽を拓く会	一五・四・三〇	一五・五・七
新政会	一五・五・五	一五・五・六
ありつか亮二後援会	一五・四・一	一五・五・八
毛内喜代秋政治研究会	一五・五・三	一五・六・四

恭進会	一五・六・二七	一五・六・二七
津島恭一後援会	一五・六・二七	一五・六・二七
新岡正博後援会	一五・六・二九	一五・六・二九
本間武一後援会	一五・六・二六	一五・六・二六
岩崎愛村同志会	一五・六・二〇	一五・六・二七
小比類巻正規後援会	一五・七・二三	一五・七・二三
右田明久後援会	一五・三・二五	一五・七・二三
大橋忠勝後援会	一五・一・二〇	一五・七・二六
小林きみ子後援会	一五・七・二六	一五・七・二六
関良後援会	一五・七・三〇	一五・七・三〇

青森県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十五年十一月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
毛内 喜代秋 （県議会議員）	毛内喜代秋後援 会	毛内 喜代秋	青森市浪館前田四丁目 一九の二四	平成 一五・六・六

青森県選挙管理委員会告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田中正三

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
西谷 洌 （県議会議員）	維新会	主たる事 務所の所 在地	弘前市大字徳 田町二九の三	弘前市大字徳 田町三〇の二	平成 一五・三・六
奈良 祥孝 （青森市議会 議員）	祥友会	主たる事 務所の所 在地	青森市橋本二 丁目一の六	青森市松原一 丁目一の三	一五・四・七
野沢 浩司 （県議会議員）	野沢浩司後 援会	主たる事 務所の所 在地	八戸市売市一 丁目七の二	八戸市売市二 丁目一二の三	一五・四・三
渋谷 哲一 （県議会議員）	渋谷てつか ずサポート クラブ	主たる事 務所の所 在地	青森市栄町一 丁目五の四	青森市大字新 城字平岡二三 の五	一五・五・三〇
佐々木 誠造 （青森市長）	はばたき2	主たる事 務所の所 在地	青森市浪打一 丁目七の七	青森市中央一 丁目二三の四	一五・七・二九

青森県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十一月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
金入 明義 (八戸市長)	北奥羽経済研究 会	金入明義	八戸市内丸一丁目七の 四	平成 一五・三・二五
下田 敦子 (県議会議員)	下田あつこと明 日の津軽を拓く 会	下田敦子	弘前市大字城東中央 丁目一の一〇	一五・五・七
毛内 喜代秋 (県議会議員)	毛内喜代秋政治 研究会	毛内 喜代秋	青森市浪館前田四丁目 一九の二四	一五・六・四
津島 恭一 (衆議院議員)	恭進会	津島恭一	弘前市大字山下町九	一五・六・七

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭